

住宅都市局営繕工事等における猛暑による作業不能日数の取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、住宅都市局が施行する工事（住宅都市局以外が発注し、協定等に基づき住宅都市局が施行する工事を含む。土木工事共通特記仕様書を契約図書とするものを除く。以下「営繕工事等」という。）における猛暑による作業不能日数の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 作業不能時間

定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する観測地点の東海地方愛知県名古屋地点（名古屋市外における営繕工事等の場合は工事場所近傍の観測地点）におけるWBGT値（気温、湿度、日射、輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間をいう。

(2) 作業不能日数

定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、前号に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（日数への換算は、8時間を1日として行い、小数点以下第一位を四捨五入する。次号において同じ）

(3) 実施作業不能日数

工期中の当該現場における定時の現場作業時間において、作業不能時間に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。

(対象工事)

第3条 本要領の適用を行う営繕工事等は、4月から10月までの全て又は一部の期間を工期に含む営繕工事等とする。

2 前項の工期は、余裕工期期間を除いた期間とする。次条において同じ。

(工事発注時の取扱い)

第4条 発注者は、工事発注に際し、実施設計において算出した工期に当該月の作業不能日数を加算し、工期の設定を行うものとする。

(工期の変更に係る取扱い)

第5条 実施作業不能日数が、前条において加算した日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について、工期を変更する。

(補則)

第6条 本要領に定めのない事項及び本要領によりがたい事項については、別途個別に運用を定めることができる。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。